

穂高広域施設組合焼却場等管理規則

穂高広域施設組合規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、穂高広域施設組合管理条例(平成 4 年穂高広域施設組合条例第 1 号。以下「管理条例」という。)第 21 条の規定によりじんかい焼却場及び不燃物処理場(以下「焼却場等」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、管理条例第 1 条の 2 において定義する用語の例による。

(処理する廃棄物)

第 3 条 この焼却場等で処理できる廃棄物は、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、焼却並びに処理等が可能な可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び不燃ごみとする。

(休業日及び使用時間)

第 4 条 焼却場等の休業日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 休業日

じんかい焼却場	土曜日の午前 11 時 30 分から翌日の午前零時前まで及び日曜日
不燃物処理場	土曜日及び日曜日
じんかい焼却場及び 不燃物処理場	12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までの日

(2) 使用時間

じんかい焼却場	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 12 時 00 分まで 午後 1 時 00 分から 4 時 30 分まで
	土曜日	午前 8 時 30 分から 11 時 30 分まで
不燃物処理場	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 12 時 00 分まで 午後 1 時 00 分から 4 時 30 分まで

(使用の申請及び許可)

第 5 条 管理条例第 9 条第 4 号に規定する者であって、焼却場等を使用しようとする者は、焼却場等使用許可申請書(様式第 1 号)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、焼却場等の能力を考慮し、適当と認められる者に対して許可をすることができる。この場合、使用期日を定めて焼却場等使用許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。

(許可事項の変更等)

第6条 前条に基づく許可を受けた者が、次の各号に規定する許可事項の変更等をするときは、焼却場等使用変更許可申請書(様式第3号)を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 名称及び代表者等の変更
- (2) 使用車両の変更
- (3) 使用車両の取消
- (4) 使用車両の追加
- (5) 臨時的使用車両の申請

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を精査し、適当であると認めた場合、許可することができる。この場合、焼却場等使用変更許可証(様式第4号)を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第5号に規定する申請に対しては、許可証の交付を省略することができる。

(焼却場等の使用)

第7条 焼却場等を使用しようとする者は、ごみ持込受付表(様式第5号)を受付に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りではない。

- (1) 管理条例第10条第1号に該当し、もえるごみ専用の袋に地区名及び氏名を記載した者
- (2) 焼却場等使用許可証の交付を受けている者

2 管理者は、焼却場等を使用しようとする者に対し、身分を証するもの及びその他必要な書類の提示を求めることができる。

(手数料の徴収方法)

第8条 管理者は、計量器による計量を行い、その都度管理条例第10条に規定する手数料を徴収する。

2 管理条例第9条第4号に規定する者及び前項の徴収方法により難しいと特に管理者が認めた者は、手数料を後納とすることができる。

(手数料の後納)

第9条 前条第2項の規定に基づき、手数料の後納を希望する者は、あらかじめ焼却場等処理手数料後納申請書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、健全性等を考慮し、適当と認められる者に対して許可をすることができる。この場合、期限を定めて焼却場等処理手数料後納許可証(様式7号)を交付するものとする。

3 管理者は、前項の規定により手数料の後納を許可した者(以下「後納者」という。)に対して、手数料を書面により通知するものとし、後納者は、通知に記載された手数料を期限までに納入しなければならない。

4 管理者は、後納者が納期限までに納入しないときは、直ちに前条第1項の徴収方法に変更してこれを徴収するものとする。

(手数料の減免)

第10条 管理条例第10条第4項に規定する管理者が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、その手数料の減免額は、管理条例別表第2の規定により算定した手数料の額に、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

(1) 公務により発生した一般廃棄物を、組織市町村の職員が自ら搬入する場合 100分の100

(2) 火災等により被災した住宅等の居住者が、事前に証明書を提示し、り災により生じた一般廃棄物を自ら搬入する場合 100分の100以内

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が減免を認めた場合 100分の100以内
(焼却場等の使用の停止)

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、焼却場等の使用を停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、管理者は、その責を一切負わない。

(1) 焼却場等の秩序をみだすおそれがあると認められるとき。

(2) 組織市町村の条例又は規則に違反したとき。

(3) 使用目的以外に使用したとき。

(4) 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。

(5) 虚偽の申請又はその他不正な行為があると認められるとき。

(6) その他、管理者が不適切と認めたとき。

(管理者の通知義務)

第12条 管理者は、管理条例第7条及び前条の規定により、使用を制限又は停止された使用者が一般廃棄物の収集、運搬及び処理を業とする者であった場合は、当該許可を与えた組織市町村の長に対して、焼却場等の使用を停止した理由を付して、書面により通知しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、焼却場等の管理運営に必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則によってなされた焼却場等使用許可の事務については、使用許可の期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

焼却場等使用許可申請書

年 月 日

（宛先）

穂高広域施設組合 管理者

住所又は所在地

法人名又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

㊟

焼却場等を使用したいので、次のとおり申請します。

使用及び配車等 に関する担当者	(連絡先) (連絡先)	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
収集する市町村		
使用車両	自動車登録番号（最大積載量(kg)）	自動車登録番号（最大積載量(kg)）
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
	(kg)	(kg)
(kg)	(kg)	

添付書類：収集する組織市町村の許可証（写）、自動車検査証の写、その他必要な書類

焼却場等使用許可証

住所又は所在地
 法人名又は名称
 代 表 者 名

年 月 日付けで提出された焼却場等の使用許可申請について、穂高広域施設組合焼却場等管理規則第5条第2項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

穂高広域施設組合
 管理者



		許可番号	
使用期間	年 月 日 から		年 月 日 まで
使用車両			
許可の条件	1 許可を受けている組織市町村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則及びその他関係法令に反する行為をしないこと。 2 穂高広域施設組合管理条例又は焼却場等管理規則の規定に反する行為をしないこと。 3 焼却場等の敷地内における安全、衛生、管理及び運営に関し、施設職員の指示に従うこと。 4 上記の条件に違反した場合、施設使用を制限又は停止します。		

様式第3号（第6条関係）

焼却場等使用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

穂高広域施設組合 管理者

住所又は所在地

法人名又は名称

代表者名

電話番号

㊟

年 月 日付けで許可された焼却場等の使用について、申請事項に変更が生じたので、次のとおり申請します。

		焼却場等使用許可番号
申請区分	変更 ・ 追加 ・ 臨時 ・ 取消	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
申請事項	申請前	
	申請後	
申請理由		

添付書類：変更等を証する書類

焼却場等使用変更許可証

住所又は所在地
法人名又は名称
代 表 者 名

年 月 日付けで提出された、焼却場等の使用変更許可について、穂高広域施設組合焼却場等管理規則第6条第2項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

穂高広域施設組合
管理者

印

焼却場等使用許可番号	
許可の区分	
許可の状況	

様式第5号(第7条関係)

ごみ持込み受付表

月 日 曜日 :

車両番号				ごみの種別 (該当に○をしてください)			
				・ 家庭系ごみ ・ 事業系ごみ ・ もえるごみ ・ 可燃性粗大ごみ ・ ガラス、陶器類 ・ 金属類			
ごみの搬入者	安曇野市	池田町	松川村	運営事業者使用欄			
	生坂村	筑北村	麻績村				
	その他 ()						
	法人名						
氏名							
電話番号							
※上記と同じときは記入不要							
発生源	安曇野市	池田町	松川村			運営事業者使用欄	
	生坂村	筑北村	麻績村				
氏名							
備考							

虚偽の申請、その他不正な行為があった場合は、穂高広域施設組合焼却場等管理規則第11条の規定により焼却場等の使用を停止します。

様式第6号（第9条関係）

焼却場等処理手数料後納申請書

年 月 日

（宛先）

穂高広域施設組合 管理者

住所又は所在地
法人名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

印

処理手数料の納入方法について、後納としたいので、次のとおり申請します。

事業所等の名称	
事業所等の所在地	〒
責任者氏名	(職名) (氏名) (連絡先)
後納とする理由	
申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

手数料の納入に関わる書類等の送付先及び責任者名をご記入ください。

様式第7号（第9条関係）

焼却場等処理手数料後納許可証

年 月 日

殿

穂高広域施設組合
管理者

印

年 月 日付けで提出された焼却場等の手数料の後納申請について、穂高広域施設組合焼却場等管理規則第9条第2項の規定により、次のとおり許可します。

事業所名	
責任者氏名	
許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで
許可の条件	1. 組合の指定する納期限までに手数料を納入しないときは、穂高広域施設組合焼却場等管理規則第9条第4項の規定により、直ちに第8条第1項で規定する徴収方法に変更し、これを徴収するものとする。 2. 組合の指定する納期限までに手数料を納入しないときは、穂高広域施設組合管理条例第11条第2号の規定により、使用の制限をすることがある。